

スマートエネルギーエリア形成推進事業実施要綱 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1から第5まで（略）</p> <p>第6 本事業の実施期間</p> <p>1 第4 1による助成金の交付申請の募集は、平成27年度から平成31年度まで行う。</p> <p>2 第4 1による助成金の交付は、平成27年度から平成33年度まで行う。</p> <p>第7（略）</p>	<p>第1から第5条まで（現行のとおり）</p> <p>第6 本事業の実施期間</p> <p>1 第4 1による助成金の交付申請の募集は、平成27年度から平成31年度まで行う。</p> <p>2 第4 1による助成金の交付は、平成27年度から令和3年度まで行う。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、都は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の事情により、前項の助成金の交付期間内に助成事業を完了させることができないと判断した場合にあっては、助成金の交付期間を別に定めることができる。</u></p> <p>第7（現行のとおり）</p>